

令和6年第4回教育委員会会議録

■会議名 令和6年第4回忠岡町教育委員会定例会

■日 時 令和6年4月24日（水）午前10時から午前10時55分

■場 所 忠岡町役場 3階 研修室3

■出席者 教育委員会委員

教育長職務代理者 新田 哲也

委員 谷野 しづこ

委員 竹林 正訓

委員 徳田 久子

事務局

教育部長兼教育総務課長 村田 健次

教育部理事兼学校教育課長 石本 秀樹

教育部生涯学習課長 春日 正人

教育部学校教育課参事 黒木 謙太

教育部教育総務課主査 石田 知代

■傍聴者数 3名

■会議録署名委員 竹林委員

■議事日程

日程第1 報告第13号 行事等報告について

日程第2 報告第14号 町立各学校行事について

日程第3 報告第15号 忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について

日程第4 報告第16号 忠岡町立学校教職員の異動について

日程第5 報告第17号 令和6年度忠岡町一般会計予算（教育関係）について

日程第6 報告第18号 忠岡中学校卒業生（第76期：令和6年3月卒業）進路状況について

日程第7 議案第15号 忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について

日程第8 議案第16号 令和6年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について

日程第9 議案第17号 令和6年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

日程第10 議案第18号 忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について

その他

■ 会議の内容

新田教育長 職務代理者	只今から令和 6 年第 4 回忠岡町教育委員会定例会を開催致します。 まずこの会議に先立ちまして私の方から 1 点報告をさせていただきます。先だって 3 月 29 日の日に臨時の委員会を開きまして、只今教育長が不在という事で教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務委任に関する規則というものが議決されまして、第 2 条にあります事務の委任という事で教育長職務代理者は、次に掲げる事項を除き、教育長の事務の一部を教育委員会事務局の職員に委任することができる。という事で入っていますので教育委員会議は議長をさせていただきますけれども事務等については、基本的には部長の方に委任するという事になっております。部長も色々大変とは思いますがよろしくお願いします。町長の方にも次の教育長をお願いしておりますが、なかなか決まらないみたいなんですけれども皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、会議に入らせていただきます。 （ 開会 午前 10 時 00 分 ）
新田教育長 職務代理者	本日は、出席委員定数に達しておりますので、委員会は成立しております。 なお、本日傍聴の申し出があります。3 名の方です。 傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。 （ 「異議なし」 の声 ）
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、傍聴される方の入室をお願いいたします。 （ 傍聴者 3 名入室 ）
新田教育長 職務代理者	本日の会議録署名委員を会議規則第 16 条第 3 項の規定により、教育長職務代理者の指名として、ご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声 ）

新田教育長 職務代理者	ご異議がないので、竹林委員にお願いいたします。 それでは議事に入ります。 議事日程を事務局より朗読願います。
石田主査	(議事日程朗読)
新田教育長 職務代理者	日程第1・報告第13号「行事等報告について」を議題と致します。 事務局より議案の朗読を願います。
石田主査	(議案朗読)
新田教育長 職務代理者	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
春日課長	それでは、3ページをお願いいたします。 令和6年3月分の社会教育行事等 についてご報告いたします。 3月1日(金)に、のびのびサロンを児童館にて実施し、参加人数は2名でございました。 3月3日(日)には、おもちゃの病院を児童館にて実施いたしました。 3月8日(金)には、こども会育成者協議会定例会を文化会館地下会議室にて実施いたしました。 3月10日(日)には、ただおかマラソンを新浜緑地で開催いたしました。 3月13日(水)には、子育て親サロンを児童館にて実施し、参加人数は3名でございました。 3月14日(木)には、乳幼児健診に来られた方に、ブックスタート事業(ブックセカンド)として、7名の方に絵本を配布いたしました。 3月17日(日)には、児童教室キッズクラブの発表及び展示会を児童館にて開催いたしました。 3月19日(火)には、乳幼児健診に来られた方に、ブックスタート事業(ブックサード)として、21名の方に絵本を配布いたしました。

	3月22日（金）には、青少年指導員協議会定例会を文化会館地下会議室にて開催いたしました。 3月29日（金）には、忠岡町民運動場がリニューアルオープンされたことに伴い、内覧会を開催いたしました。 次ページ以降の「事業報告」及び「各施設の利用状況」等につきましては、ご高覧頂きますよう宜しくお願いいたします。
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
徳田委員	3月29日の日に町民運動場の内覧会をされたということなんですけれども実質いつから使用される予定ですか。
春日課長	こちらは、3月29日にオープンをさせていただいております。
新田教育長 職務代理者	町民の方は、だいぶきれいになってだいぶ以前よりも土が50cmくらい高くなっているらしいですね、真ん中で。水はけが、先週ちょうどグリーンカップの決勝をそこでやっておりまして、雨が降っていたんですけれども、以前だったらあの雨では使用できなかったものが、最初は小降りですりたくなってから水が浮いてきたので砂を入れたといっていました、以前に比べたら数段水はけが良い。それなりのお金を使っているのも当然だと思いますけれども。
徳田委員	町民グラウンドできても日頃の手入れ、メンテナンスしていかないとすぐダメになってしまうんで取り決めというの。3月29日からオープンされてほぼ1か月位たつんですけれどもこういった状況になっていますか
春日課長	まだ、きちとした方向性はないんですけれども我々生涯学習課の方で定期的に町民運動場を見に行かせていただいて、どういうものが、今後メンテナンスが必要となってくるのかということ今年度精査させていただいて来年度以降管理面に関して実行していきたいと考えております。

徳田委員	ぜひお願いいたします。中学校の運動場で使っているということもあって、保護者の方から大きな金額の税金を投入してされたものですので、皆さん非常に関心があるということとそれだけのお金をかけてやったわけですから町としても責任があると思いますのでそのところは、早急にしっかりとしたものを作って実行していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
竹林委員	付け加えて。たぶん貸出もするんでしょうね。
春日課長	そうですねはい。
竹林委員	使った後の片づけとか整備ですねそのあたりも徹底してもらって、使用者の責任とかも果たしてもらうことが大事かなと思います。
新田教育長 職務代理者	グリーンカップ使っていたんですけども以前は路駐というのか壁面にずーと止めていたんですがあそこがバリカー立ってますよね、車止められなくなってるんでその辺のところを使用者に車で来場の際は、必ずどこそこ駐車場初期の案内のところに書いてたじゃないですか、その辺のところの徹底をやっぱり近隣のところとか止めてもらうようにご指導お願いします。またあそこに車止めているとよけいに危ない一通のところ。
新田教育長 職務代理者	他に何かございませんか。 他に、ご質疑がないようですので、日程第１・報告第１３号「行事等報告について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、報告どおり承認することといたします。次に日程第２・報告第１４号「町立各学校行事について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
石田主査	(議案朗読)

新田教育長 職務代理者	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
石本理事	学校行事についてご報告させていただきます。 17ページをお願いいたします。 忠岡小学校でございます。 5日 入学式 入学式ありがとうございました。 8日 始業式 10日から2年生から6年生の給食開始となっております。 17日から1年生給食開始 18日 6年生が学習状況調査、5、6年生 すくすくウオッチ3・4年生 CRTテストとなっております。 25日が授業参観・PTA総会 26日から家庭訪問が始まっております。 続きまして18ページをお願いします。 東忠岡小学校でございます。 25日が参観・PTA総会 26日（金）から家庭訪問となっております。 続きまして19ページをお願いいたします。 忠岡中学校でございます。 10日から19日まで定期面談 18日が全国学力・学習状況調査 4月22日から26日までが家庭訪問となっております。 報告は以上となっております。
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
徳田委員	各学校で内科検診というのがされてますよね。それで新聞やテレビで知ったんですけども今忠岡の状況どうなっているのかを知りたいんです。というのは内科検診の時に上半身を裸にして受けると。そののやっぱり昔はそれでいまもそれをされているところがあるみたいなんですけれども。今は、時代とともに上半身裸で受けるとい

	うことに抵抗がある。受けるときはそれで仕方がないんですけどもそれを待機して待っているときも裸の状態で待たせたりとかいう事があって、文部科学省からそれに対して注意をするようにとか何か通達が出ているみたいなんですけれどもちょっと今忠岡の状況とか。今、わからないと思うんですけどもまた確認しといていただけますか。
石本理事	昨年度の段階で委員おっしゃられたように通知がございましたんで、当時の担当の教育みらい課の方が学校医と相談いたしまして、そのあたりは、適切に対応するという事で、ただ詳細の方が再度確認させていただきましてもし差支えなければ次回の定例会の方でご報告させていただくという事でよろしいでしょうか。
徳田委員	適切にという表現がすごく曖昧で考えている人によってすごく児童もそうですし、保護者もそうですし、教職員とかそのへんがかなり曖昧さが残っていてやっぱり違和感というのかなそういうような傾向とかあるようなそこを知りたいです。次回で結構です。
石本理事	一定委員おしゃってくださったように配慮面ということで。もう 1 点はやはり予防という事で検診という事で、そういうのも必要という事になりますので、そのあたりも含めまして昨年詳細に学校と決めておりますので、そこだけ今資料手持ちにございませんで次回にご報告させていただきます。
新田教育長 職務代理者	他に何かございませんか。 他に、ご質疑がないようですので、日程第 2 ・ 報告第 1 4 号「町立各学校行事について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声 ）
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。 次に日程第 3 ・ 報告第 1 5 号「忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願いま

	す。
石田主査	(議案朗読)
新田教育長 職務代理者	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
村田部長	23ページを読み上げ
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
新田教育長 職務代理者	ご質疑がないようですので、日程第3・報告第15号「忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。次に日程第4・報告第16号「忠岡町立学校教職員の異動について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
	(議案朗読)
新田教育長 職務代理者	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
石本理事	27ページ読み上げ。
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。 ご質疑がないようですので、日程第4・報告第16号「忠岡町立学校教職員の異動について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

	(「異議なし」 の声)
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。 次に日程第 5 ・ 報告第 1 7 号「令和 6 年度忠岡町一般会計予算（教育関係）について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
石田主査	(議案朗読)
新田教育長 職務代理者	会議規則第 9 条の規定により趣旨説明を求めます。
村田部長	議案書の 31 ページをお願いいたします。まず初めに、4 月 1 日の機構改革により就学前が健康福祉部に所管替えとなった関係から歳入及び歳出におきまして大幅な減少が生じております。 歳入におきましては、分担金については、保育料滞納分であったためなくなっております。使用料・国庫支出金・府支出金・地方債についても民生費関連は、こども課に所管替えが行われたため減額となっております。 歳出につきましては、児童福祉費が就学前の為なくなっております。教育総務費については、機構改革による職員数の減が大きな影響となっております。小学校費・中学校費については、大きな事業として屋内運動場に令和 7 年度を目途に空調工事を実施いたします。今年度は、その設計業務を計上させていただいております。また、令和 5 年度は、学校給食調理業務委託が入札年であったため入札執行のため、大きな予算となっております。今年度は、入札差金をなくした予算計上となっているため、中学校費においてマイナスとなっております。町民運動場改修工事が令和 5 年度で終了したため、社会教育費が減額となっております。説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

谷野委員	小学校中学校空調整備工事設計委託について今年度は設計で来年度以降は実施予定でよろしいでしょうか。
村田部長	今現在ホームページ上で設計業務につきましてプロポーザルで業者選定を実施している最中でございます。今年度中に設計を終了させ令和 7 年度で設置したいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。
新田教育長 職務代理者	他に何かございませんか。 他に、ご質疑がないようですので日程第 5 ・ 報告第 1 7 号「令和 6 年度忠岡町一般会計予算（教育関係）について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
	（ 「異議なし」 の声 ）
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。 次に日程第 6 ・ 報告第 1 8 号「忠岡中学校卒業生（第 7 6 期：令和 6 年 3 月卒業）進路状況について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
石田主査	（ 議案朗読 ）
新田教育長 職務代理者	会議規則第 9 条の規定により趣旨説明を求めます。
石本理事	3 3 ページを読み上げ
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
谷野委員	忠岡中学校が非常に落ち着いてきていて、いい状態になってきているなというのを見ていて感じています。小学校の私立中学校にいく人数が減ってきていて地元の中学校に行くようになったのかなという気がするんですけども去年何人だったかというのはわかります

	か。
石本理事	ありがとうございます。昨年度でございます。昨年度は合計人数が139名ございましてそのうち私学に進学したお子さんは11名でございましたので、委員ご指摘していただいたように人数の方は減っております。
谷野委員	忠岡中学校が学力自体はわからないんですが、授業内容とか態度ですかね、外に出てうろうろしている子が減っているのかなと感じているんです。この調子で落ち着いた状態が続くようよろしく願いいたします。
徳田委員	おしゃっていただいているように落ち着いている状況であるというのは、非常にいいことだと思うんですけども私立の中学への進学というのは、やっぱり保護者の経済状況が考えられるので落ち着いているから忠岡中学校に行かせるとは限らないと思うんですね。どっちか迷ったときに忠岡中学校でもいいかという考える方もいらっしゃるはおもうんですけどもそれが100%忠岡中学校に進学する理由ではないかなとは私は思います。やっぱり私は中学から私立の中学に進学させたんですけども、私立の中学校と公立の中学校の根本的に違うのが、学力に応じた指導をするという部分が一番大きく違うところなんです。公立という観点から行くと全く私立と同じようにはできないと思うんですけども、今習熟度によってクラス分けをして授業をしている教科も忠岡中学校も小学校もしていただいておりますけれどもそこんところもやっぱりもう少し取り組んでいただいて、忠岡中学に行っても深い学びをしたいこどもたち、できる子どもたちにそういった機会も与えて、習得するまでに時間がかかる子ども達には、わかりやすい授業をしてきちっとした学習過程をそういった部分をもう少し深めていってほしいなとは思っています。
石本理事	ありがとうございます。まずしっかりと落ち着いて授業ができる環境そして今ご指摘いただいた様に習熟の方が大阪府の加配を活用しまして、中学校の方でも1年生と3年生小学校の方でも実施させて

	いただいておりますので、引き続いて特色ある教育活動づくりで指導してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
新田教育長 職務代理者	他に何かございませんか。
竹林委員	今の件に引き続いて公立学校のよさというのは色々な能力を持った子ども個性を持った子どもたちが同じ集団で教えあい磨きあって成長していく子ども同士の係わりを大事にしながら授業を進めていくという辺りにあると思うんでそういうことを根本において指導をしていただけたらと思います。以上です。
新田教育長 職務代理者	小さな忠岡町で、2小1中で。小さなところで逆にその辺をうまく生かして、よりよい小学校中学校にしていきたいと思います。
新田教育長 職務代理者	他に、ご質疑がないようですので日程第6・報告第18号「忠岡中学校卒業生（第76期：令和6年3月卒業）進路状況について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声 ）
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。次に日程第7・議案第15号「忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
石田主査	（ 議案朗読 ）
新田教育長 職務代理者	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
石本理事	忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命についてご説明させていただきます。40ページをお願いいたします。 下段「忠岡町立小学校及び中学校の管理運営規則の第6条に、生徒

	指導主事及び進路指導主事は、教諭のうちから校長の意見を聴いて教育委員会が命ずるとなっております。上段が、学校長からの推薦書でございます。 ３９ページにお戻りください。 生徒指導主事 指導教諭 中川原 美香 発令日 令和６年４月１日付 中川原指導教諭につきましては、昨年度末で教職経験が１９年で、昨年度から指導教諭として任用いたしております。これまでも、ソレイユ（適応指導教室）と中学校との連携において、不登校支援等に関して、中心的役割を果たしております。 進路指導主事 教諭 出光 啓二郎 発令日 令和６年４月１日付 出光教諭につきましては、教職経験が１２年で、今年度３年を担当しております。例年、３年担当が進路指導主事をしております。 以上、２名を、それぞれ、生徒指導主事、進路指導主事に任命したいと存じますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
新田教育長 職務代理者	ご質疑がないようですので日程第７・議案第１５号「忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声 ）
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。 次に日程第８・議案第１６号「令和６年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について」を議題と致します。 事務局より議案の朗読を願います。
石田主査	（ 議案朗読 ）

新田教育長 職務代理者	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
石本理事	令和6年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等についてご説明いたします。 まずは、教科用図書採択、いわゆる教科書採択の概要についてご説明させていただきます。 教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。 公立学校で使用される教科書を決定する権限については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。 採択にあたっては採択地区が決められており、採択地区内で同一の教科書を採択することとなっております。 本町の場合、泉北郡地区で、忠岡町のみで、忠岡町で同一の教科書を採択します。 教科書採択は、原則4年ごとに実施され、今年度中学校教科書採択が実施されます。 学校教育課 資料1の2. 採択方法をご覧ください。 教科書採択にあたり、教育委員会が調査、資料作成、選定という全ての作業を行うことは、大変な時間等が必要となります。 そのため、まず、教育委員会が選定委員会に諮問します。選定委員会は、選定資料作成委員会に諮問し、選定資料作成委員会は、調査員に調査を依頼します。 ところが、本町を含め、近隣の高石市、泉大津市がそれぞれ単独で調査することも多くの調査時間が必要です。そのため、選定資料作成委員会及び調査員は、2市1町で共同調査研究事務を行います。 そして、調査を依頼された調査員から選定資料作成委員会に報告が上げられ、選定委員会に具申されます。具申を受けた選定委員会は、調査研究を行い、その選定に関して教育委員会に答申、意見を述べます。その答申を受け、忠岡町教育委員会として採択を行います。 以上が、教科書採択の流れについての説明ですが、本日は、選定委員会選定委員の任命についてご審議願います。 学校教育課 資料2をご覧ください。忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則でございます。(委員)第5条 委員は、次に

	掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。 教育委員会事務局職員、忠岡町立義務教育諸学校の校長、忠岡町立義務教育諸学校に在籍する児童・生徒の保護者となっております。 学校教育課資料 1 を再度ご覧ください。 任命する委員の構成でございますが、 忠岡町立義務教育諸学校の校長 2 名以内 忠岡町立義務教育諸学校に在籍する児童・生徒の保護者 2 名以内 忠岡町教育委員会事務局より 2 名となっております。 なお、委員につきましては、現在、選定中でございますので、決まり次第、教育委員の皆様を選定委員会名簿をお示しさせていただきます。 あわせて、選定委員会名簿の公開につきましては、適正な採択事務の妨げとなるため、採択事務の終了までは、非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 どうぞ、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
新田教育長 職務代理者	ご質疑がないようですので日程第 8・議案第 16 号「令和 6 年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、原案のとおりに決めます。 次に日程第 9・議案第 17 号「令和 6 年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
石田主査	(議案朗読)
新田教育長 職務代理者	会議規則第 9 条の規定により趣旨説明を求めます。

石本理事	令和6年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について、ご説明いたします。 45ページをお願いいたします。 選定委員会委員の任命について、先ほど、ご承認いただきましたが、令和7年度使用 忠岡町立中学校 教科用図書の採択に係る調査研究について、忠岡町義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、本町教育委員会として、選定委員会に対し諮問することについて、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
新田教育長 職務代理者	ご質疑がないようですので日程第9・議案第17号「令和6年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声 ）
新田教育長 職務代理者	ご異議がないようですので、原案のとおりに決めます。 次に日程第10・議案第18号「忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について」を議題と致します。事務局より議案の朗読をお願いします。
石田主査	（ 議案朗読 ）
新田教育長 職務代理者	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
村田部長	議案書の49ページをお願いいたします。泉大津ライオンズクラブより第1回泉大津ライオンズクラブ杯 子ども・親子ボウリング大会の後援名義の申請がございました。青少年の育成を目的に、泉大津市・忠岡町の小学生を対象に6月16日(日)にフタバボウルで実施されるものでございます。忠岡町教育委員会の外には、泉大津市教育委員会にも申請されております。泉大津市教育委員会におきま

	しては既に承認済と伺っております。説明は、以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
新田教育長 職務代理者	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
新田教育長 職務代理者	ご質疑がないようですので日程第 10・議案第 18 号「忠岡町教育 委員会後援名義の使用申請について」を原案のとおり決定すること にご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声 ）
新田教育長 職務代理	ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。以上で、本 日提出されました議案はすべて終了致しました。
新田教育長 職務代理者	傍聴者は、ご退室をお願いいたします。 以下の内容を報告して終了。 1. 令和 6 年 第 5 回教育委員会定例会議の日程について 議決事項 議案第 15 号 忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について 議案第 16 号 令和 6 年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定 委員会委員の任命等について 議案第 17 号 令和 6 年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定 委員会への諮問について 議案第 18 号 忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について